

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
有限会社タナベ  
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

令和3年2月2日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	①抜根・草木・ボサ等 ②遺品整理に伴い発生する一般廃棄物
営業所の所在地及び名称	帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社タナベ	
許可期間	令和3年2月24日から 令和5年2月23日まで	
一般廃棄物の収集を行う事ができる区域	音更町内	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	①音更町字上然別西4線100番地1 アスリー株式会社 中間処理場 ①帯広市空港南町南11線西32番1、2、3 48、49 山口重機有限会社 南町処理場 ②帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	この許可に基づく一般廃棄物の処理の際は、その内容を音更町に報告し承認を受けてから実施すること。

令和3年2月16日

音更町長 小野 信 次

